

## 刑事賠償制度に関する日中比較研究

郭 洪 生

### 要 旨

刑事賠償也称作冤狱賠償或刑事補償，是指司法机关及其職員，因違法或過失行使職權而使公民的合法權益受到了侵害或損害，國家承擔責任並進行賠償的一種制度。我國自古以來就沒有對此進行立法，直到國家賠償法的制定，才添補這一空白。本文對我國的刑事賠償制度進行全面研究的同時，以日本的刑事補償制度作為比較對象，吸其精髓去其糟粕，目的是使我國的刑事賠償制度能夠更加完善。

キーワード……刑事賠償 刑事補償 自己責任 過失責任 無過失責任

### はじめに

1994年5月12日、第8期全國人民代表大會常務委員會で「中華人民共和國國家賠償法」が可決され、1995年1月1日から施行されている。本法の制定については、「中国にとって法制と民主の建設を促進させる上で大きな意義がある」<sup>1)</sup>と評価されている。本法制定の経緯からして、諸外国の経験を学んだことが窺える。例えば、國家賠償責任の性質という複雑な問題に関して「違法責任原則」と「自己責任説」を採用しており、日本の國家賠償法（国賠法）、刑事補償法、行政法、といった方面の著作がよく引用されている。特に、刑事賠償制度が国賠法の一部として規定されるのは、法制上初めてのものであり、法制上の空白を填補したものである。

本稿では、中国の刑事賠償制度について、その歴史的沿革から、法制原理・法制内容・条文解釈・判例分析等まで詳細に考察した上で、比較の相手となる日本の刑事賠償制度を視野に入れて、中国刑事賠償制度の機能と実務上の問題点を検討することにする。

### 一 中国刑事賠償制度の歴史的経緯

国賠法の公布・施行によって刑事賠償制度がはじめて法制化された。刑事賠償制度に関する法制上の空白が埋められることによって、直接的で違法な國家公権力の行使がなされた場合、公民、法人及びその他の組織は國家に対する賠償を請求することができるようになった。「無から有への転換という意味で刑事賠償を含む国賠法の制定は、真に行政救済制度の内実を備えたといつてよいだろう」<sup>2)</sup>。以下では、刑事賠償制度の確立経緯について論述を進めることにする。

## 1 国民党時期の刑事賠償制度

(1) 1936年5月に「中華民國憲法草案」が公布された。この憲法草案の第26条には「公務員が人民の自由又は権利に対して違法に侵害する場合は、法律に基づき、懲戒されるほか、刑事又は民事責任を負わなければならない。被害者は、損害に対して法律により国家に賠償請求することができる」という規定が設けられた。これは、国民党政府の憲法に規定された最初の刑事賠償制度であった。

(2) 1937年に、「無罪羈押法」の起草が開始された。その後「刑事補償法草案」が起草された。

(3) 1947年1月、国民政府が憲法を公布したが、その条文の中に、公務員の違法行為により人民に侵害をもたらした場合の賠償を記している。同年、「刑事補償法」を制定した。1959年6月、国民政府が台湾で26条からなる「冤罪賠償法」を制定した。それは現在も機能している<sup>3)</sup>。

## 2 新中国の刑事賠償制度

中国では、新民主主義革命時期（新中国成立前期）に、中国共産党の政権が、人民の權益を保護するために、司法の過失的損害に対する様々な保護性のある条例を制定した。

(1) 抗日戦争時期の1940年に公布された「山東省人權保障条例」の第10条は、「各級政府の公務員が人民の自由又は権利を侵害した場合、法律に基づき、懲戒を受けるほか、刑事又は民事責任を負わなければならない。損害を被った被害者は、法律により賠償を請求することができる」と規定している。

(2) 1941年に公布された「陝甘寧辺区保障人權財權条例」には、「拷問を用いて自白を強要することを禁止し、誤判を必ず正す」と規定されている。

(3) 1941年2月の「中共中央关于胡西辺区锄奸错误的決定」においては、「奸を一掃する運動」中の冤罪に対して徹底的に誤りを正し、重要責任者の職務を解任し、又は軍事法廷に送付して判決を求めるとしていた。冤罪と誤判を防止するために、辺区高等法院に裁判制度を厳正に執行する義務が課された。

(4) 1944年に、辺区高等法院は、監獄管理の過失の有無の調査結果により、被告人に殴打等の事実を認めた上で、同年8月28日の「陝甘寧辺区高等法院清理監所工作总结」は、「人身權を尊重し、違法行為に対して訴訟自由を有することは、わが党又は辺区政府の一貫した主張であり、……上述した現象はすべて違法行為であり、それらの現象を必ず厳しく禁止しなければならない」と指摘した。

(5) 1946年3月1日の「陝甘寧辺区高等法院示字第一号指示信」の規定は、「過失で誤って拘留した場合、それを無罪に改めて直ちに釈放するほか、被害者に対して生活困難の程度に応じて、政府から物質を補助することができる」としていた。この規定は、中国の司法賠償（刑

事賠償)問題に関する初めての法律形式での規定であった。

新中国成立後から10年間の「文化大革命」の終わりまでの中国国内では、さまざまな政治的活動が行われていた。例えば、「反革命者を鎮圧する運動」、「機関内部の三反五反運動」などが行われていた。そのうちには、多くの刑事賠償事例が存在していたにもかかわらず、刑事賠償法制が設けられようとはしなかった<sup>4)</sup>。

### 3 刑事賠償の立法経緯

(1) 1953年4月7日に、中共中央は、政法機関(政府と司法機関の総称)の冤罪誤判の処理について、「過去の時期に各級人民法院で発生した誤って人の拘留・逮捕・判決の問題に関する指示」を発した。内容的には、誤って人を拘留・逮捕・判決した判例であれば、それを正すべきことを強調し、「誤って拘留・逮捕された者を直ちに釈放させ、必ず無罪に改めなければならない」と規定した。冤罪を無罪に正した後、被害者又はその遺族に誠意を持って謝らなければならないとした。また、重大な損失を受けた被害者又は誤って殺された者の遺族に対して、謝罪を行うほかに、情状により必要な補償金を給付することを決めた(ただ、これは、生活困難な者を賠償の前提とするものであり、刑事賠償を行う制度ではなかった)。

(2) 1979年に、中国共産党第11期第3回大会で“解放思想、实事求是”(人々の思想を解放し、客観的事物の法則性を追求し、事実に基づき真理を探求すること)を国の基本方針とすることが明確に打ち出され、「文化大革命」期間に発生した大量の冤罪(例えば、「文化大革命」期間においては、上海市だけでも、冤罪事件は、24万7,000件余りで、その被害者は、100万人以上にもものぼった<sup>5)</sup>)を清算整理すべきことを決めた。1979年末、中共中央は「中共中央批转最高人民法院党组关于善始善终完成复查冤假错案工作几个问题的请示报告」(試訳:「中国共産党中央は最高人民法院共産の党組織に冤罪と誤判決を訂正する工作の若干問題を徹底的に解決するようにする教示報告に関する決定」)を公布した。これに基づき、各省・市の人民法院に冤罪を再議する組織が設置された。これは、各省市の冤罪に対して最終判決を行う機関であり、これらの機関は、名誉の回復、復職、補償金の給付の3つの賠償方法を講じていた。1984年末、「文化大革命」期間の冤罪の処理は終結を迎えた<sup>6)</sup>。

(3) 1982年に、現行憲法第41条第3項に、「国家機関又は公務員によって権利が侵害され、損失を受けた公民は、法律の規定に従い、賠償を受ける権利を有する」という条文が制定された。

(4) 1986年に公布された「民法通則」の第121条に、「国家機関又は国家機関の職員が、職務執行中に、公民及び法人の法律上の権益を侵犯して損害を生ぜしめた場合は、民事責任を負わなければならない」と規定された。

（5）1994年5月12日に、「中華人民共和国国家賠償法」が制定され、1995年1月1日から施行された。これは、刑事賠償制度についても明確に規定している。中国の国賠法の構成は、日本と異なって行政賠償と刑事賠償とを一括して制定しているという特徴がある。

## 二 中国国賠法における刑事賠償の性質

### 1 刑事賠償と国家賠償の関係

刑事賠償は、司法賠償の中に含まれている。司法賠償は、狭義説と広義説に分けられている。狭義説は、刑事司法賠償であり、即ち冤罪賠償をいうと解するものである。これに対し、広義説は、刑事司法賠償と民事司法賠償の両方を含むものであると主張する。司法賠償は大多数の国々で認められているが、司法賠償を認めない国もある<sup>7)</sup>。例えば、イギリスの「王権訴訟法」第2条第5項の規定は、「司法の不法行為が発生した場合、議会の立法を通じて各案例を解決する」という方法をとっている<sup>8)</sup>。司法賠償を認める国では、司法賠償と国賠法との関係については、2種の立法例がみられる。一つは、国賠法の中にその両者を総括して立法する方法である。もう一つは、国賠法の中にそれを規定せず、単独立法をとる方法である。例えば、日本では、国賠法のほかに、刑事補償法という法律を制定している。

### 2 刑事賠償の内容及び特徴

刑事賠償とは、捜査、検察、裁判又は監獄管理の職権を行使する機関又はその公務員が職権を行使する際、被害者に侵害又は損害を与えた場合、その損害を賠償するものである。

（1）中国国賠法は6章35カ条からなるもので、その構成は次の通りである。

第1章「総則」、第2章「行政賠償」、第3章「刑事賠償」、第4章「賠償方式及び計算基準」、第5章「その他」、第6章「付則」。

（2）国賠法構成上の特徴の一つは、行政賠償と刑事賠償に2分類することである。刑事賠償は第3章（15～24条）で規定されており、その特徴は次の通りである。

- （a）人身権と財産権を侵害する場合による刑事賠償（15条、16条）。
- （b）国家の無責任の規定がある（17条）。
- （c）名誉、榮譽権に対する規定もある（30条）。

### 3 刑事賠償責任の性質について

国賠法による賠償責任の性質は、重要な基本理論であり、学説の論争点でもある。以下では

中国の学者達の論点を加えて検討する。

#### (1) 違法責任原則

中国の国賠法において、「違法」とは、法律又は法規に違反することである。職権法定原則によれば、国家機関が職権を行使する場合に厳格に法律に従わなければならないのであり、法律により権限が委ねられない限り、職権を行使してはならない<sup>9)</sup>。

日本の国賠法において、「違法」とは、違法を法令違反に限定する狭義説と行為の客観的正当性を欠く場合を含むとする広義説が対立している。広義説では、客観的な成文法の違背だけでなく、人権の尊重、権利濫用の禁止、信義誠実、公序良俗などの一般法原則、その他、条理、慣習法を基準として違法性が判断される<sup>10)</sup>。違法性の概念について、結果不法説<sup>11)</sup>と行為不法説<sup>12)</sup>が対立している。そのような複雑な責任原則の中で、何故、中国の国賠法は、「違法責任原則」を選択したのであろうか。

応松年氏によれば、国家賠償責任の原則には、世界各国で、三つの類型が存在している。それは、過失又は重大過失原則、故意又は重大過失原則、違法原則である。何故、中国の国賠法は違法原則を採用しているかについて、応松年氏は次のように説いている。「違法原則」は、行為者の主観的意思ではなく、行為の客観的事実結果に重点を置いたのであり、行為者の主観的故意又は過失というものは、国家が被害者に賠償責任を負い、そのうえで行為者に責任を追及できるという問題として考えられ、また、違法原則は、法治主義の理念に適合し、行為者である国家機関に対する主観的故意又は過失の公民又は法人の立証責任の困難性を解消し、公民又は法人の賠償請求に有利だからである<sup>13)</sup>。

#### (2) 刑事賠償責任の性質

中国の刑事賠償は、現行国賠法によるものである。その賠償範囲を、人身権(第15条)と財産権(第16条)に対する侵害行為に分けているが、日本と違うところは、単に刑事補償の場合(日本の憲法第40条、刑事補償法第1条)だけではなく、広く刑事事件に係わる捜査から受刑に至るまでの諸機関とその公務員の行為をも含んでいる(第15～第16条)という点である。公民の権利を侵害する場合、日本の国賠法第1条(公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権)で問題とされる行為と似ているものである。そのほか、刑事訴訟進行中の裁判所の特定の不法行為に中国の刑事賠償手続が適用されることとなる(中国国賠法第31条)という特質もある。次に、中国の刑事賠償責任の性質について検討したい。

中国の国賠法第2条は、明確に「違法責任原則」を規定している。刑事賠償において、第15条の第1、4、5項と第16条第1項と第31条の規定が「違法責任原則」を適用するが、不法行為について賠償責任を負う規定もある。第3条の違法拘留又は公民の人身権を侵害する規定、第3条、第15条の「暴力行為」による傷害又は死亡の規定、第4条の違法な財産権の侵害等の規定は、不法行為による賠償である。「第15条第2、3項と第16条第2項は無過失責任を適用する」と主張する学者もいる<sup>14)</sup>。陳瑞華氏は、刑事賠償の帰責原則は、結果責任原則を適用す

ると主張する。楊立新、張歩洪の両氏は、第15条第2、3項、第16条第2項は、厳格責任原則 (Strict Liability) を定めたものと主張する。刑事賠償の帰責原則についての論争は、学会で様々な説が対立しているが、将来、刑事賠償を改正する際、どういう原則を採用すべきか、今後の課題となる。

### (3) 刑事賠償責任の成立要件

刑事賠償責任の成立要件は、次の4つから構成される。すなわち、不法行為の主体、損害事実、因果関係、法律規定である。

#### 不法行為の主体

刑事不法行為の主体は、刑事訴訟における法定職権を有する刑事司法機関及びその職員である。具体的に言えば、それは、捜査・検察・裁判・監獄管理に関する国家職権を行使する公安機関・国家安全機関・検察機関・裁判機関・監獄管理機関・軍隊内部における犯罪に対する捜査権を行使する部門及びその職員を指す。

#### 損害事実

国家が、刑事賠償責任を負うかどうかについては、公民・法人・その他の組織の合法的な権益を侵害するかどうか、国賠法の規定している損害事実に合うかどうか、という2つの基準により、判断されなければならない。国賠法第3章第2節の規定に基づき、刑事賠償の不法行為の損害事実は、人身自由権、生命健康権、財産権の損害を含む。

これに関しては次のような事例を挙げることができる。

金某が1995年5月4日に逮捕された。1995年12月7日に裁判所側は、横領の罪で有期徒刑2年の判決を下した。金某は、一度控訴したが、二審判決は、原判決は妥当と言い渡した。金某は、刑に服する期間の間に、再び控訴した。そうすると、判決を執行した1年後、金某が無罪と判決された。誤った判決により、金某の人身権が侵害されたため、金某は、賠償請求する権利を有するわけである<sup>15)</sup>。

刑事賠償の不法行為における財産権の損害については、次のような事例がある。

林某は、経済紛争で某公安機関に詐欺の罪で刑事拘留された。公安機関は、林某の携帯電話とポケットベルも追徴した。その後、林某が無罪釈放された。林某は公安機関に携帯電話の返還を求めたとき、携帯電話が損害されたことを発見した<sup>16)</sup>。この事例では、林某の財産権が公安機関の刑事司法権の濫用行為により侵害されたため、林某は、刑事賠償を要求する権利を有する。

#### 因果関係

損害事実と刑事司法機関及びその他の職員が刑事司法権を行使する行為の間には、因果関係が存在しなければならない。これは、刑事賠償責任のもう1つの要件である。損害事実は、行為の結果であり、職権の行使は、損害の成因である。1つの損害事実は、必ず多くの原因からなっている。法律の観点から見れば、すべての原因は同じレベルのものではなく、すべての原

因が、損害結果をもたらすものでもない。法律上の原因は、結果から推論した直接原因ということであり、そういう原因がなければ、そういう結果が生じない。その原因とその結果の間には必然性がある。したがって、国家は、刑事司法機関及びその他の職員の職権行使が損害事実を生じたことに必然性のある行為に限って責任を負う<sup>17)</sup>。これに関して、次のような案例を挙げることができる。

「劉加玉請求天津市薊県人民検察院国家賠償案」においては、劉加玉は、無罪拘禁の理由で天津市第1中級人民法院に賠償請求を提出した。同法院賠償委員会は、「賠償請求人の釈放後の治療費と拘禁行為の間に直接の因果関係がないから、国家は、賠償責任を負わない」<sup>18)</sup>という判決を下した。因果関係は、刑事賠償責任の重要な要件である。

#### 法律の規定

国家が賠償責任を負うには、法律の明確な規定が必要である。国家が刑事司法不法行為の賠償責任を負う法律の規定がなければ、たとえ公民、法人、その他の組織の合法的な権益が侵害されても、被害者は刑事賠償請求を行うことができないこととなる。

中国では、国家が刑事賠償責任を負う法律の主な根拠は国賠法である。国賠法の刑事賠償範囲に該当すれば、その賠償責任を国家が負う。法律の明確に規定していない事項については、国家は賠償責任を負わない。

### 三 中国刑事賠償制度の現状及び問題点

#### 1 第15条、第17条の解釈

##### (1) 第15条の解釈

刑事賠償条文上の考察については、主に第15条と第17条を中心として検討する。

第15条については、捜査、検察、裁判及び刑事施設管理の職権を行使する機関及びその職員が職権を行使するに当たって、公民の人身権を侵害する場合について、賠償範囲を規定したものである。

本条の規定に基づき、捜査、検察、裁判又は矯正労働<sup>19)</sup>の職権を行使する機関及びその職員が刑事訴訟手続を行使する際に、次の各号に挙げる人身権を侵害する事由の一に該当する場合は、被害者は、賠償を取得する権利を有する。

「犯罪事実がなく、又は犯罪の重大嫌疑の存在につき事実の証明のない者を誤って拘留したとき」という条文における「拘留」とは、刑事拘留を指すものである。「犯罪事実がなく」というのは、行為者には社会を妨害することによって刑罰を科されるべき程度の違法行為が存在しないことである。「犯罪の嫌疑が存在しない」というのは、行為者の犯罪行為を証明する証拠がないことである。犯罪事実がなく、又は犯罪の重大嫌疑の存在につき事実の証明のないという

のは、主に次に挙げる7項目に該当しない場合を指す。つまり、現に犯罪を準備し、犯罪を実行しつつあり、又は犯行後直ちに発覚した者、被害者又は現場での目撃者がその犯行を認定した者、身元又は住居で罪証が発見された者、犯行後に自殺若しくは逃亡を企て、又は逃亡中の者、証拠を隠滅し、若しくは偽造し、又は通謀して供述する恐れのある者、真の氏名又は住所を言わず、身元が明らかでない者、放浪しつつ事件をおこし、多回にわたり事件をおこし、又は衆を集めて事件をおこしたことに付き重大な嫌疑のある者、という7つの事項を指すものである。更に説明を加えれば、僅かの嫌疑では公民を拘留することができず、必ず重大な嫌疑を有しなければならないということである。いわゆる重大な嫌疑は、十分な証拠で行為者の犯罪事実を証明することができるというものである。また、公安・国家安全機関又は刑事捜査権を行使する軍隊防衛機関が行為者の犯罪事実がなく、又は犯罪の重大嫌疑の存在につき事実の証明ができない者を誤って拘留した場合は、被害者は、国家賠償を請求する権利を有する<sup>20)</sup>。

「犯罪事実のない者を誤って逮捕」という条文における「犯罪事実のない」という場合は、刑法に禁止される行為を有しないことを指す。したがって、刑法に禁止される行為のない者を逮捕した場合は、「誤って逮捕」となる。誤った逮捕によって、被害者に損害をもたらした場合は、その被害者は国家賠償を請求する権利を有する<sup>21)</sup>。

「裁判監督手続により再審を経て無罪が判決され、原判決による刑罰が既に執行されている」という条文における「裁判監督手続」とは、法律効力を生じた「誤った裁判・裁定」を発見し、原判決を再審し又は裁判手続を行うことを指すものである。裁判監督手続を経て再審により無罪に裁定された場合は、原判決による刑罰が執行されていたならば、法によるものではなく、原審被告人に対する人身自由を侵害する不法行為を行ったこととなる。そのため、被害者は国家賠償を請求する権利を有する<sup>22)</sup>。

「自白を強要し、又は殴打等の暴力行為を用い、若しくは他人を教唆して殴打等の暴力行為を用いて公民の身体傷害又は死亡をもたらした」場合とは、捜査、検察、裁判又は監獄管理の職権を行使する機関及びその職員が職権を行使する際、酷刑又はその他の酷刑に該当する刑罰で犯罪者の身体を虐げ、又は犯罪者の身体を傷害し、又は死亡をもたらした場合を指す。公民の人身権は法律により保護されている。犯罪者でも例外ではなく、法律によって刑罰が科されるべきであり、違法に公民の生命健康権を侵害してはならない。刑事訴訟の手続中において、自白を強要し、又は殴打等の暴力行為を使用することは、法律により厳禁されている。例えば、刑法はこれに関しては次のように規定している。まず、自白を強要することを禁止している。また、国家機関の職員が犯罪者に自白を強要した場合は、その職員が3年以下の有期懲役の刑あるいは拘禁に処される。酷刑で犯罪者を傷害した場合は、傷害罪が追及される。さらに、「看守所条例」には、「看守所は、犯罪者を監督管理するときは、厳密な警戒による看守管理と教育とを結合させる方針を堅持し、法による管理、厳格な管理、科学的管理を堅持し、かつ、犯罪



者の適法な權益を保障しなければならない。犯罪者を殴打し、罵り、体罰を加え、及び虐待することは、これを厳禁する」という規定が設けられている。したがって、刑事手続中に、公民の身体傷害又は死亡をもたらした場合は、被害者は、国家賠償を請求する権利を有する<sup>23)</sup>。

「武器又は警護器具を違法に使用して公民の身体傷害又は死亡をもたらしたとき」については、例えば、「看守所条例」(1990年3月17日国務院令第52号公布、同日施行)においては、次のような関連のある規定がある。第17条は、「第1項：既に判決により死刑に処せられ、なお執行されていない受刑者に対しては、戒具を身につけなければならない。第2項：凶行、暴動、脱走又は自殺する恐れを表示する事実のある犯罪者に対しては、看守所所長の承認を経て戒具を使用することができる。緊急状況の下では、先行して使用することができるが、しかる後に看守所所長に報告する義務がある。当該状況が消滅した後には、戒具の使用を解除しなければならない」とされている。また、人民警察は武器又は警具を使用する規定に基づき、次に挙げる事由の一に該当する場合、すなわち、その他の措置を講じても制止できない場合は、関係規定により発砲・射撃することができるとしている。犯罪者が脱獄し、又は暴動をする場合、犯罪者が脱走して制止を聞かず、又は逮捕中に逮捕に抵抗した場合、犯罪者を強奪した場合、犯罪者が凶器その他の危険物を所持し、現に凶行し、又は破壊している場合、犯罪者が暴力によって看守人員及び武装警察の生命 safety を脅かした場合、といった5つの場合においては、いずれも発砲・射撃する必要があるが、特別に緊迫した状況に遭遇した場合を除き、警告しなければならない。犯罪者が恐れて服従を示した場合は、直ちに射撃を停止しなければならない。ほかの警具を使用するときは、犯罪行為者を征服する限度を超えてはならない。捜査、検察、裁判又は監獄管理の職権を行使する機関及びその職員が刑事訴訟手続によって武器又は警護器具を違法に使用して公民の身体傷害又は死亡をもたらした場合は、被害者は、国家賠償を請求する権利を有する<sup>24)</sup>。

## (2) 第17条の解釈

第17条は、「以下次の各号に掲げる事由の一に該当する場合、国家は、賠償責任を引き受けない。第1項：公民自らが故意に虚偽の供述をし、又はその他の有罪証拠を虚偽し、拘束され、又は判決により刑罰に処されたとき。第2項：刑法第14条<sup>25)</sup>又は第15条<sup>26)</sup>の規定により刑事責任を負わない者が拘束されたとき。第3項：刑事訴訟法第11条<sup>27)</sup>の規定により刑事責任を追及しない者が拘束されたとき。第4項：国の捜査、検察、裁判又は監獄管理の職権を行使する機関の職員の職権行使と無関係の個人的行為によるとき。第5項：公民の自傷又は自己障害等の故意行為により損害の発生をもたらされたとき。第6項：法律に定めるその他の事由による」と規定しているが、これについては、以下のように解釈される。

「公民自らが故意に虚偽の供述をし、又はその他の有罪証拠を偽造して、拘束され、又は判決により刑罰に処されたとき」とは、例えば、犯罪行為がまだ実施されていない場合、偽って犯罪行為が自分の責任であると述べ、物証・書証・視聴資料を偽造し又は他人に偽証らせる

といった方法で裁判人員の裁判を混乱させることによって、刑事責任が問われる場合である。本当の犯罪者が法律の制裁を逃れることを目的に、偽造又は偽証する行為は、故意犯罪行為である。公民が司法機関の職員の拷問に耐えられないとき、やむをえずに自分は有罪であると自白した場合は、故意に違法行為を犯したとは言えない。

「刑法第 14 条又は第 15 条の規定により刑事責任を負わない者が拘束されたとき」については、現行刑法第 17 条は、「16 歳以上の者が罪を犯した場合は、刑事責任を負わなければならない。第 2 項：14 歳以上 16 歳未満の者が故意殺人、故意傷害による重傷又は死亡、強盗、強盗、毒物販売、放火、爆発及び毒物投棄の罪を犯した場合は、刑事責任を負わなければならない。第 3 項：14 歳以上 18 歳未満の者が罪を犯した場合は、軽きに従い処罰し、又は処罰を軽減しなければならない。第 4 項：16 歳未満のため刑事処罰をしない場合は、その者の家長又は監護人に対して管理教育を加えるよう命ずる。必要のある場合は、政府が収容して教護することができる」と規定している。現行刑法第 18 条は、「精神病者が、自己の行為を弁別することができず、又はコントロールすることができない時に危害結果をもたらし、法定手続鑑定を経て確認された場合は、刑事責任を負わない。ただし、当該精神病者の家族又は監護人に対して看護管理及び医療を厳格に加えるよう命じなければならない。必要のある場合は、政府が医療を強制する。第 2 項：間欠性の精神病者は、精神が正常な時に罪を犯した場合は、刑事責任を負わなければならない。第 3 項：自己の行為を弁別し、又は支配する能力を完全には喪失していない精神病者が罪を犯した場合は、刑事責任を負わなければならない。第 4 項：酩酊している者が罪を犯した場合は、刑事責任を負わなければならない」と規定している。上述の規定に基づき、刑事責任年齢に達していない者あるいは刑事責任を負う能力のない者が、社会を危害して刑法に禁止された行為を起こした場合は、刑事責任を負わない。

「刑事訴訟法第 11 条の規定により刑事責任を追及されない者が拘束されたとき」については、刑事訴訟法第 11 条では、次の各号のいずれかに該当する場合は、刑事責任を追及しないとされている。既に追及している場合は、事件の起訴を取り消し、審理を終了させ、又は無罪を宣告しなければならない。a 情況が著しく軽微で、危害が大きくなり、犯罪と認められないとき、b 犯罪が既に訴追の時効期間を過ぎているとき、c 特赦令によって刑を免除したとき、d 刑法により起訴を待って処理する犯罪で、起訴がなく、又は起訴を取り下げたとき、e 被疑者又は被告人が死亡したとき、f その他の法律の規定により刑事責任の追及を免除するとき。これらの 6 つのいずれかに該当する場合、当事者を拘束し又は刑事訴訟法第 15 条に基づく釈放したとき、国家は拘束行為に対して賠償責任を負わない。司法機関が拘束された者を釈放する手続を行う際、故意に遅らせる行為があった場合、拘束された者が、国家に損害賠償を請求することができる<sup>28)</sup>。

「国家の捜査、検察、裁判又は監獄管理の職権を行使する機関の職員と職権行使に無関係の個人的行為」については、職権行為と個人行為との両者を区別しなければならない。公安機

関、安全機関、刑事捜査権を持つ軍隊保衛部門(国防及び国内治安を担当する部門)、検察機関、裁判所、労働改造部門(成人の刑事犯罪者に強制労働を課して、その思想を矯正する部門)といった各部門の公務員の(職権行使と無関係の)個人的行為という場合は、公務を行使していない時の個人的行為である。例えば、裁判官が自宅で発生した近所とのトラブルや紛糾(人を傷害した場合など)は、職権行使の行為ではない。しかし、公務行使中の行為は例外である。例えば、捜査中に自白を強迫し、裁判中に被告人を殴打するなどの行為は公務中の個人行為である。その行為によって損害をもたらした場合、国家は賠償の責任を負わなければならない<sup>29)</sup>。

「公民が故意的に自己傷害した場合」、例えば、犯罪者は、監獄を管理する職員の監禁を逃げて、監獄中で、生命を危害する危険物を食べることや又は長期に身体不自由を偽ることで手足の機能を失ったようなこと、このような外力の脅迫ではなく、故意に自己傷害をもたらした場合は、国家賠償を請求することができない。

「法律に定められたその他のこと」については、本法の規定した刑事賠償免責事由のほか、その他の法律の規定した国家賠償責任免除の条項に従う。

## 2 刑事賠償責任原則についての学説の動向と判例の紹介

### (1) 学説の動向

中国では、国賠法を制定する過程において、どのような学説を取り入れたのであろうか、また、賠償責任の原則について、どのように捉えられてきたのであろうか。国賠法を制定する前に、国賠法の賠償責任について次のような見解が対立していた

過失責任原則、無過失責任原則、違法責任原則、中間責任原則、過失又は違法責任原則、違法又は過失責任原則等である<sup>30)</sup>。国賠法が実施された後は、違法責任原則が主流となっている。

違法責任を主張する学者及び著作は、次の通りである。

肖峒『中华人民共和国国家赔偿法的理论与实用指南』(中国民主法制出版社、1994年)

皮純協等『国家赔偿法释论』(中国法制出版社、1994年)

王盼『国家赔偿法学』(中国政法大学出版社、1994年)

張正判『国家赔偿法制度研究』(中国人民大学出版社、1996年)

応松年『国家赔偿法研究』(法律出版社、1995年)

馬懷德『国家赔偿法的理论与实务』(中国法制出版社、1994年)

顾昂然「国家赔偿法制定情况和主要问题」『中国法学』1995年2期

過失責任原則を主張する学者は周漢華氏である。その学術論文は、「论国家赔偿法的过错国家赔偿法责任原则」『法学研究』1996年第3期である。

無過失責任原則を主張する学者は張新宝氏である。著作は、『中国侵权行为法』(中国社会

科学出版社、1995年)である。

## (2) 判例の紹介

### 事実の概要

賠償請求申請人は、徐某で、山東省にある某金属会社の副社長である。賠償義務機関は、山東省某県人民検察院である。

1995年4月、山東省S発電所に所属する燃料会社の社長を勤めた梁某が収賄の容疑で逮捕された。県検察院の審問により梁某は北京と河北省にある二つ関連会社から4000余りの人民元を受け取ったという収賄の事実を認めた。しかし、検察員は梁某の勤務した燃料会社の事務上の帳簿を取り調べたところ、金属材料を経営する某総公司もその燃料会社と取引していたことが分かり、そこで、この会社からも賄賂を受け取ったのではないかと、梁某を疑った。7月25日、検察員はその金属材料総公司に来て、その燃料会社と取引関係の業務担当者・副社長徐某をさぐり当てた。そして説明もせず、強引に徐某をS発電所の招待所の210室に閉じ込めた。当夜、県検察院の李某等6名の検察員が徐某の拘留された210室に来て、徐某に対して「燃料会社の社長梁某が収賄の罪で逮捕された、河北省と北京にある二つの取引関連会社の担当者も梁某に贈賄行為を認めた。金属材料会社も燃料会社と取引関係があったから、徐某は梁某に贈賄する可能性が高い」と断言した。これに対し、徐某は「自分の会社は燃料会社との取引量はわずかであり、贈賄する必要はまずなかった」とやりとりしたところ、李某らの検察員は、徐某が「偽証罪・協力しない」などの口実で電気警棒・手かせなどを使って7時間にもわたって暴行した。この暴行に耐えられず、順送りに殴りつけられた徐某は、まず200元を贈賄したと言い、つづいて、20,000元と言い直し、最後に2,000元の贈賄したと言い直した。

同年7月27日、上級検察院の再審問により、徐某の無実が判明され、釈放されて病院に送られた。釈放された徐某は、身体中傷だらけで、身体の至る所の傷口が化膿し、特に徐某の精神状態は崩潰の寸前までに追い込まれていた。あるテレビ局の記者が徐某の被害を撮影し記録したビデオテープが残っている。また、山東省裁判所の医師により、「徐某は電気警棒で打たれ、頭・腰・背中・腿の内側には出血点があり、手と腕と臂に(火のついたタバコで)焼かれた多数の箇所があり、身体の負傷面積は99.7cm<sup>2</sup>に達し、身体面積の7%を占め、両手と両足の末端神経感覚が鈍化し、手の握力が低下し、体力がⅡ級(人体軽傷鑑定基準の4級で、5級の正常の体力より低下する)となった<sup>31)</sup>」という鑑定結果が出た。医師の鑑定の結果にあわせて、『人体軽傷鑑定基準(試行)』第20条、21条、52条の規定によって、徐某の負傷度は軽傷であることが判明した。

### 協議内容

事件が発生した後、徐某の会社の全職員が抗議文に署名し、県及び上級の検察院に対し、物的及び精神的な損害の賠償を要求した。1995年12月中旬、県検察院委員会の討議を経て、検察員李某らの違法行為を認定した。徐某の軽傷に対して賠償すべきであるという認識で検察院

委員会の足並みが揃った。12月26日、徐某と県検察院との双方が国家賠償協議項目に同意した。同協議書に同意する署名の日より1995年12月31日までに、賠償義務機関は賠償金44,807.70元を支払わなければならない、また、徐某に対し、誤りを認め、おわびをし、徐某の名誉を回復させるとしている。さらに、県検察院李某らの違法検察員に対して処罰を行い、彼らを勤務先から外し、転勤させることとした<sup>32)</sup>。

#### 協議内容の分析

国賠法の規定により、公民の刑事賠償を得る条件は、「刑事と司法の職能を行使する機関及びその職員が、違法に職権を行使することによって、公民の合法的權益が犯され、国賠法の規定に基づき、賠償義務を負う」ことである。

本件においては、李某をはじめとする検察員が梁某の収賄をめぐり取り調べる中で、証拠を獲得するため、徐某を強引に勾留したことは、刑事訴訟法の関連規定に違反することが明らかである。

検察員は証人喚問と事情聴取のために、証人の勤務先及び住所に行くことができるが、その際、人民検察院又は公安機関から認定された証明書類を当事者に見せなければならない。必要に応じて、証人を人民検察院又は公安機関に行かせて証言を提供させることができる。法律も証人の証言を提供する安全な場所を保障していることは言うまでもない<sup>33)</sup>。しかし、検察員の李某等は強引に証人を未決勾留し、しかも任意に警棒と手かせを使って、証人を殴り、軽傷を負わせた。最高人民検察院が1986年3月24日に公布した『人民検察院の法紀檢察案直接受理及び立案基準に関する規定(試行)における問題の説明』という法規により、「証拠と証言を取得する目的を達するために、証人及び無実の人に対して刑罰を施し、又は脅迫して自白させると言った違法行為は刑事脅迫罪である」としている。

本案においては、検察側の李某等の行為は国賠法第14条第4、5項の規定に該当することからして、徐某(被害者)が県検察院に対して賠償請求することは適法であり、検察院側も賠償義務機関として賠償すべきである。

### 3 現状及び問題点

#### (1) 条文についての検討

第2条によれば、「違法原則」を採用することが明らかである。「誤って拘留」、「誤って逮捕」という言葉があるから「結果責任原則」の視点から解釈もできる。陳端華、馬懷徳両氏は、刑事賠償の面においては、「結果責任原則」を主張する<sup>34)</sup>。楊立新と張歩洪両氏は、第15条の一部は、厳格な責任原則であることを主張する<sup>35)</sup>。最高人民法院の司法解釈においても帰責原則は不明確である<sup>36)</sup>。

(2) 損害をもたらした賠償義務機関について

司法上の基本原則は、「いかなる人でも自分の当事者としての案例を受理することができない」という観点からみれば、国賠法第20条第3項の「賠償請求人は、賠償を請求する場合は、まず賠償義務機関に対して提出しなければならない」の規定において、司法の基本原則に反することが明らかになる。現実においては、賠償請求人としては、直接に損害をもたらした賠償義務機関に請求することはかなり容易ではない。いろいろな案例について検討すれば、このような問題が出やすいことが明らかとなる。

(3) 賠償範囲と免責範囲について

諸学者は、賠償範囲が狭すぎることに免責範囲を減少することが必要だと主張した。陳端華氏によれば、「公民自らが故意に虚偽の供述をし、又はその他の有罪証拠を虚偽し、拘束され、又は判決により刑罰に処されたとき」には、賠償責任を負わない規定は妥当ではないと主張した<sup>37)</sup>。

(4) 司法人員の専門知識と教育

前掲の判例を検討すれば、少なくとも次の問題点が存在する。李某らの検察員が被告に暴力を加える事例をみると、少なくとも検察側内部の職員の教育が必要である。司法人員の中には、法律の専門知識が乏しく、特に、辺鄙な地区の裁判官の中には法律専門知識を持たない人間もいるから、司法人員の質を高めることが必要である。漸く今年から中国の初任裁判官は、必ず国家司法資格に合格した者から選任されることとなった。

## 四 日中両国の刑事賠償制度の比較研究

### 1 日本の刑事補償制度の概観

(1) 概説

日本の刑事補償制度は、アジアで一番早く整備されており、制定経緯は、「旧法時期」と「新法時期」に分けられる。新法は、憲法第40条の精神に基づいて、昭和25年1月1日から実施されている。最終の改正は、平成4年6月26日である。「旧法から新法へ」「天皇の仁政から国民の権利へ」という大きな変化を迎えた。本法は、26条からなる。主に、第1条は補償要件、第4条は補償内容、第5条は損害賠償との関係等である。

学説は、「旧法時期」と「新法時期」に分けられる。「新法時期」においては、次のような学説がある。

(2) 「新法時期」の諸学説

新法の特徴は、「国家による仁政」という説が否定されたことである。刑事補償の性質については、学説は、損失補償説、無過失損害賠償説、結果責任説に区別される<sup>38)</sup>。

### 損失補償説

広義の損失補償は、刑事補償を含むと解する。高田賢造弁護士は、この説の代表的論者である。次のように、主張している。「刑事補償については、『人の自由または身体に対する損害の代償』であるため、直接財産そのものに対する損害を填補する通常の場合の損失補償に対し特色があるとはいえ、究極的には、財産的失費に還元され得ることを不可能とするものではないから、広義の損失補償の観念の中には軍事負担、警察負担などと同様、損失補償の観念に含めることができると思う。」<sup>39)</sup>

### 無過失損害賠償説

この説は、高田卓爾教授の所説が代表的なものである。次のように説いている。「刑事補償の義務という法的効果に関連させて考えるとき、それはもともと国家権力を発動すべからざる者に対して発動しそれによって損失を蒙らせたという観点から考察すべきであって、団藤教授の表現を借用すれば『刑事訴訟における判断は事前的ないし当時のであり、刑事補償における判断は事後的である』と考えるべきである。このようにして、私は違法行為による責任とする説に賛成するものである。」<sup>40)</sup>

### 結果責任説

この説を最初に主張したのは、今村成和教授である。次のように述べている。「原因行為の適法性の如何は、行為者にとってゆるされた行為であるかどうかによって判断すべきであり、その観点よりすれば、誤判賠償は、違法行為に基く（無過失）責任であるが、被疑者の勾留に対する賠償は、適法行為に基く損失補償ということになるう……。しかし、後者の場合といえども、無実の者を犠牲に供することに刑事司法の目的があるのではないから、発生した結果は不法なのであり、そこに補償の必要が認められる。随ってそれは、通常の損失補償とはその性質を異にするもので、違法無過失の誤判賠償と共に、結果責任としての共通性を有していると解するのが、制度の本質に適合しているといえるのである。」<sup>41)</sup>

## 2 両国の刑事賠償制度の相違点

### (1) 制定経緯の違い

中国の場合は、前述したように「旧中国時期の刑事賠償制度」<sup>42)</sup>と「新中国時期の刑事賠償制度」<sup>43)</sup>、「現行国家賠償法」との3つの段階に分かれている。

日本の場合は、「刑事補償法時期（旧法）」と「現行刑事補償法（新法）」といった2つの段階に分かれている。

日本の旧刑事補償の性質は、旧刑事補償法が成立したのは昭和6年であり、これは明治憲法下の国家無責任の時代においてであったので<sup>44)</sup>、恩恵と仁政を主としたものである。これは、中国の古代の皇帝が冤罪に対して施恩することと全く同じものであった。

日本の新刑事補償の性質は、刑事司法権の行使によって抑留または拘禁された後に、裁判で無罪が確定した場合に、その無罪が確定した者に対して国が負う補償責任である。憲法第 40 条及びこれに基づく刑事補償法が定めている。旧刑事補償法（昭和 6 年）が恩恵的性質を有していたのに対して、憲法第 40 条は、これを克服して、憲法上の刑事補償請求権にまで高めたものである。補償の内容については刑事補償法 4 条が定めているが、これを上回る損害があるときは、別途国家賠償法（国賠法）上の損害賠償請求をすることも可能である（刑事補償法第 5 条）。但し、この場合には、検察官、裁判官等の職務行為の違法性や故意過失を立証しなければならない<sup>45)</sup>。

## (2) 構成上の相違点

日本では国家賠償法と刑事補償法に別れて規定されているが、中国では国家賠償法の中に刑事賠償が入れられている。日本の国家賠償 1 条に基づく責任と刑事補償法に基づく責任は、中国の刑事賠償に相当するものとみることができる。

中国刑事賠償は、違法原則を採っている。日本は、国家賠償法は過失責任原則、刑事補償法は、無過失責任原則を採っている。

## (3) 賠償義務機関の違い

日本の賠償義務主体は、国、公共団体である（刑事補償法第 1 条、国家賠償法第 1 条）。中国の場合は、損害をもたらした機関である。

## (4) 賠償金の支払方法

日本は、国庫から補償金又は賠償金を交付する。中国は各級人民政府の財政から賠償金を支払う。つまり、賠償権を有する請求人に対する賠償金は、賠償義務機関から賠償金に相当する金額が銀行で政府の用意する賠償金の通帳から交付され、後に政府にこの賠償金についての領収書、その他の証明書類を提出しなければならない<sup>46)</sup>。

## (5) 賠償時効

中国では、賠償請求権の時効は 2 年である（国家賠償法第 32 条）。日本では、刑事補償請求の期間は 3 年であり（刑事補償法第 7 条）、国家賠償法第 1 条に基づく損害賠償請求権の時効は 3 年である（国家賠償法第 4 条、民法第 724 条）。

## (6) 賠償責任の違い

中国国賠法における刑事賠償は違法責任原則が基本理論であり、賠償範囲において、結果責任の面もあり、過失責任の面もある。学会では、違法責任原則を主流とする。

日本では、国家賠償法において「過失責任原則」であるが、学会では、「違法責任」についての検討も盛んである。一方、「刑事補償法」においては、「無過失損害賠償責任」であるが、「結果責任」とする学者もいる。



## 結 び

日中両国は、悠久の歴史や文化の交流をもつ一衣帯水の近隣でありながら、法的整備において異なる体制をとっている。この異なる体制の両国の刑事賠償を、法制原理・法制内容・判例動向・条文解釈といった面において比較検討することは、双方の刑事賠償をめぐる実施状態及び各自の問題点を明らかにしようとする今日において極めて有意義である。

国家賠償法体系においては、「違法責任原則」と「過失責任原則」は、重要な基本理論であり、学説の論争点である。中国の国家賠償法は、違法責任原則を採用し、その中に刑事賠償も含めており、刑事賠償も違法責任原則を採用しているが、現実をみれば、多少の問題を存在している。これに対して、日本の刑事補償法は無過失責任原則を採用している。すなわち、日本の刑事補償は適法行為による損失の填補であるが、中国の刑事賠償は違法行為による損害の賠償である。日本では、再審で無罪判決が確定しても、そのことによって直ちに以前の有罪判決や検察官の公訴の提起が違法となるものではないというのが通説・判例である。したがって、この場合には、国家賠償法では救済されず、刑事補償法上の救済が残るだけである。この点、中国では、自己責任説を取り入れ、違法責任原則を規定しており、刑事賠償が違法行為に対するものであるということと一致している。これは、諸外国の国家賠償法の経験を参考にして制定された中国法の長所である。この意味においては、中国法は、立法上は、日本法よりも一歩前進しているものとみることができる。しかし、他面においては、国家賠償法が実施されてから7年しか経過していない中国においては、現実において国家賠償法がどの程度機能しているか必ずしも明確でなく、刑事賠償についての解釈論もまだ十分に固まっていない状況である。日本では、長期間にわたって判例・学説の蓄積がなされているから、中国法が日本法から学ばべきものは少なくないであろう。実務の現状や制度の機能実態等、制度の背後にあるものをも含めての全体的な比較は、今後の課題として、引き続き研究していくことにしたい。

### <注>

- 1) 顧昂然「国家賠償法制定情況和主要問題」『中国法学』1995年、第64期、1頁。
- 2) 本間政道・鈴木賢・高見澤磨『現代中国法入門』(第2版)有斐閣、2000年、115頁。
- 3) 房紹坤・丁樂超・苗生明『国家賠償法原理与実務』北京出版社、1998年、182～183頁。
- 4) 房・丁・苗、前掲(注3)183～184頁。
- 5) 王雲海「人權保障と刑事法」土屋英雄編『現代中国の人権 - 研究と資料 -』信山社、1996年、227頁。
- 6) 皮純協・馮軍『国家賠償法釋論』中国法制出版社、1996年版、32～33頁、房・丁・苗、前掲(注3)184～185頁参照。
- 7) 房・丁・苗、前掲(注3)24頁。
- 8) 馬懷徳『国家賠償法の理論と実務』中国法律出版社、1994年、73頁。
- 9) 応松年「中国における国家賠償」『東アジア行政法』1997年、創刊号、80頁。
- 10) 宮田三郎『国家責任法』信山社、2000年、72頁。
- 11) 西埜章『国家賠償法』青林書院、1997年、55頁。結果不法説とは、法の許さない結果を発生させた行為は違法であるとする考え方である。

刑事賠償制度に関する日中比較研究(郭)

- 12) 西埜、前掲(注11)55頁。行為不法説とは、法規に違反する行為であるとする考え方である。
- 13) 応松年、前掲(注9)79頁。
- 14) 江必新『国家賠償法原理』中国人民公安大学出版社、1994年、117頁参照。
- 15) 楊立新・張歩洪『司法侵權損害賠償』人民法院出版社、1999年、第1版、109頁。
- 16) 楊・張、前掲(注15)109頁。
- 17) 楊・張、前掲(注15)110頁。
- 18) 『人民法院案例選』1997年、第3期、366~368頁。
- 19) 矯正労働とは、成人の刑事犯罪者その他に対して強制労働を課してその思想を矯正することである。
- 20) 『中華人民共和國法律積義全書(第1巻)』・中国言実出版社、333頁参照。
- 21) 前掲(注20)334頁参照。
- 22) 前掲(注20)334頁。
- 23) 前掲(注20)334頁。
- 24) 前掲(注20)334頁。
- 25) 現行「刑法」17条である。
- 26) 現行「刑法」18条である。
- 27) 現行「刑事訴訟法」15条である。
- 28) 前掲(注20)335頁。
- 29) 前掲(注20)335頁。
- 30) 房・丁・苗、前掲(注3)64頁参照。
- 31) 庄洪勝・劉志新『傷殘鑑定与国家賠償法』人民法院出版社、1997年、474頁。
- 32) 柳福華『国家賠償名案点評』人民法院出版社、1997年、235~236頁による(筆者の邦訳)。
- 33) 刑事訴訟法第49条。
- 34) 出所：<http://cdjp.org/01/archives/00000982.shtml>、2002/07/30
- 35) 楊・張、前掲(注15)89頁参照。
- 36) 前掲(注20)330頁。
- 37) 2001年3月、応松年をはじめとする30名の行政法学者は「国家賠償法」に関する改正案のシンポジウムを行った。主な意見の1つは、「刑事賠償」の賠償範囲が狭すぎるということであった。
- 38) 西埜章「刑事補償の法的性質」『法政理論』第30巻4号、1998年、84頁参照。
- 39) 高田賢造「国家補償」杉村章三郎・山内一夫編『精解行政法上巻』、1971年、423頁。
- 40) 高田卓爾「刑事補償法」(法律学全書)1963年、34頁。
- 41) 今村成和『国家補償法』有斐閣、(1952年)、29頁。
- 42) 旧中国時期の刑事賠償制度は、1936年5月に「中華民国憲法草案」が公布されたが、この憲法草案の第26条は、国民党政府の憲法に規定した最初の刑事賠償制度であった。1937年に、「無罪羈押法」を起草し始めた。その後、「刑事補償法草案」が制定された。1959年6月に、26ヶ条の『冤罪賠償法』が制定され、同年9月1日に施行された(1966年、1967年、1983年改正)というものであった。
- 43) 新中国時期の刑事賠償制度は、新民主主義革命時期(新中国成立前期)と国家賠償法が施行される前の司法の過失的損害に対するいろいろな保護性の条例が公布されたことである。
- 44) 西埜、前掲(注38)80頁。
- 45) 西埜、前掲(注38)79~80頁。
- 46) 皮・馮、前掲(注6)228頁を参照。

主指導教員(西埜章教授)、副指導教員(石崎誠也教授・國谷知史教授)